

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 諫早西口ひろこ内科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市永昌町9番2号

(3) 設立認可年月日 平成 1年 3月22日

(4) 設立登記年月日 平成 1年 4月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	大塚 洋子	
理事	大塚 千穂子	
同	吉田 規紘	
監事	吉田 和代	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数	
			一般病床	療養病床
診療所	医療法人社団 諫早西口ひろこ内科	長崎県諫早市永昌町9番2号	0床	0床
			[医療保険	0床]
			[介護保険	0床]

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年 5月10日 令和3年度決算の決定

様式 3-3

法人名 医療法人社団 諫早西口ひろこ内科
 所在地 長崎県諫早市永昌町9番2号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	26,365	I 流 動 負 債	2,514
II 固 定 資 産	24,300	II 固 定 負 債	65,919
1 有 形 固 定 資 産	18,970	負 債 合 計	68,433
2 無 形 固 定 資 産	1,984	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	3,346	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	△27,768
		1 代 替 基 金	0
		2 そ の 他 利 益 剰 余 金	△27,768
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		IV 基 金	0
		純 資 産 合 計	△17,768
資 産 合 計	50,665	負 債 ・ 純 資 産 合 計	50,665

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 諫早西口ひろこ内科
 所在地 長崎県諫早市永昌町9番2号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
本来業務事業損益	
1 事業収益	57,452
2 事業費用	51,574
本来業務事業利益	5,878
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	5,878
II 事業外収益	1,284
III 事業外費用	1,686
経常利益	5,476
IV 特別利益	0
V 特別損失	58
税引前当期純利益	5,418
法人税等	71
当期純利益	5,347

様式 2

法人名 医療法人社団 諫早西口ひろこ内科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市永昌町9番2号

財 産 目 録

(令和 4年 3月31日現在)

1. 資 産 額	50,665 千円
2. 負 債 額	68,433 千円
3. 純 資 産 額	△17,768 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,365
B 固 定 資 産	24,300
C 資 産 合 計 (A+B)	50,665
D 負 債 合 計	68,433
E 純 資 産 (C-D)	△17,768

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 諫早西口ひろこ内科
理事長 大塚 洋子 殿

私は、医療法人社団 諫早西口ひろこ内科の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 5月10日

医療法人社団 諫早西口ひろこ内科

監事 吉田 和代